





第一編 總 說

九八

彌陀坂 乙戌新畑 畦 山 新田新場 新田中島 中 割 前 橋  
 小川尻 新田大堤 八右衛門新田 中石新田 流作新田 角新田 中市新田  
 郷下、試作場 乙島新田

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

第一章 御大典ノ儀

第一節 即位ノ禮

皇位繼承

謹みて按ずるに、我大日本帝國は、其の建國の昔より、君臣の分、歴然として定まれり。天孫瓊々杵尊、天照大神の勅を受け、高天原より降臨せしませし時、天神の數々、各其の族を率ひて是れに隨從し奉り、地祇の數々、又各其の族を率ひて、出で、高千穂の峰に、是れを迎へ奉りき。萬世一系の皇基茲に愈々固く、是れを保護し奉る、天神地祇並に其族、愈々是れに忠實なり。以て皇室は國家の中心となり、以て敬神は萬行の基礎となる。列聖の相承け給ひし御位は、天祖の授け給ひし御位にして、列聖の撫育し給ひし黎民は、天祖に仕へ奉りし、八百萬の神祇に出づ。然れば天津日嗣の御位は、一日も之れを曠うすべきものにあらず。億兆撫育の國政は、須臾も之れを廢すべきものにあらず。先帝崩御の後を享け、皇嗣即ち皇位を繼承し給ふは、實に皇國三千年來の恒例となす。

即位 踐祚

令義解に天皇即位謂之踐祚あり。即ち即位是れ踐祚にして、萬世一系の皇位を繼承し、天津日嗣の寶祚を踐ませられ、大日本帝國を統治する、國家主權の本

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

九九

第三編 碧海郡の沿革

一四四

べきなり。古來西本郷の神社を瀬部大明神或は谷部宮と稱す、五十狹城入彦命を奉祀せり、長谷部氏の氏神たりし神社なるべきか、而してまた本郷とは長谷部郷の本郷たりし地と見るを得べきか。また橋目とは長谷部の轉訛なりとし長谷部郷の古地として橋目を指摘するものあり。是等の事情に據る時は、長谷部郷の地は今の西本郷、東本郷、暮戸、大友、橋目、小針、等の地を總べしものと云ひ得べきか。

大市郷

碧海郷

櫻井郷

大岡郷

藤野郷

佐彌郷

佐彌郷

佐彌郷

佐彌郷

大市郷 於保以知と訓む今詳ならず古來上條村の白山社を大市社と呼べり、或は大市郷の遺稱なるべきか記して参考に資す、  
 碧海郷 阿乎美と訓む、今詳ならず、現今の六ツ美村の地を古へ碧海郷と云へり、是れ或は碧海郷の遺稱なるべきか、一説には今矢作川の東なる青野村の舊名歟と云ふ。また碧海は青海にして本郡名の起れる所なりとするものあり。  
 櫻井郷 高山寺本には櫻井とあり、其の何地を云へるものなりや今詳ならず。櫻井郷に五貴切木也可爲枝とあればキレと讀むべきか、  
 大岡郷 現今の櫻井村大字櫻井及び安城町大字古井等の地是れなるべし。  
 藤野郷 現今の安城町大字大岡、高木、山崎、等の地なるべし。  
 佐彌郷 高山寺本には藤野とあり、藤は藤の誤なり、倭名抄草名の部に藤を阿佐彌と註せり、蒲野は正に阿佐木と讀むべし、今の西加茂郡筋生三好宮口逢妻等

普見郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

驛家郷

の地是れなるべし。  
 普見郷 今詳ならず、一説に昔は字彙に口毀と云ひ、あざけるの義あり、故にあざに假る、見を附してあざみと讀み、其の名義漸なりとし、普見郷を以て藤野郷の附近なりとするものあり。  
 驛家郷 驛家とは往昔驛舎を置かれし地なり。延喜兵部式に參河國の三郷を舉ぐ、曰く、鳥捕、山網、渡津、是れなり而して倭名抄に驛家郷を擧げたるは、三河國にては寶飯、額田、碧海の三郡なり。一説に渡津を以て寶飯郡豊川の渡津なりとし、山網を以て額田郡山中村大字山網なりとする時は、鳥捕は正に碧海郡の驛家なるべしとなす。而して鳥は鷺の畧字なりとする時は、鳥捕は正に碧海郡の鷺取のことにして碧海郡の驛家郷とは鷺取郷を云へるものなりとするものあり。實に鳥捕の西驛は尾張の新溝なり、愛知郡香掛村は其の址なりと傳ふ。而して又是等の地の里程を測るに古の官道は詳ならずとも其の間凡そ五里にして、延喜の六町一里を以て測れば三十里毎に一驛を置くことある令制に適合せり、鷺取郷を以て鳥捕郷の驛家なりとする畧ば當れりと云ふべきなり。されど鷺取郷を以て直に驛家郷なりと云ふべきにあらず、鷺取郷中の一里を選びて是れを驛家に充てしものにして、碧海郡に於て驛家を指定されたる郷は、即ち此の鷺取郷なりと知るべきなり。宇頭の口碑に古來其の地を以て鳥捕の驛家たりし所なりと傳ふ、宇頭

第三編 碧海郡の沿革

一四五

第三編 碧海郡の沿革

一四八

件、建武二年十二月五日、物部熙氏花押あり。而して其の區域は、高木、大岡、山崎、別所、別郷、宮永、桑子、新堀、東牧内、西牧内、東本郷、西本郷等の地を併せたものにして、中に長谷部、大岡郷、矢作郷等ありき。

重原莊 平治物語に、平治元年十二月源氏勢揃の場に、參河國には重原兵衛父子あり。重原莊の莊司たりしものなるべきが。また康正二年造内裏段鏡並國役引付合の内、三河國重原莊段鏡一貫百五十文堤新二郎殿あり其の區域は、西は元刈谷、刈谷、熊、高津波、東は、重原、野田、牛城土、篠目、谷田、八田等より以北西中、牛田、知立、八橋、來迎寺、今、里、駒場、花園、中根、若林、竹、乙尾、中田、堤、井ヶ谷等の地に亘りしもの、如し。

碧海莊 此は大部分は矢作川の東にありし莊園にして、中世に至り三條女御の御領なりき今の六ツ美村は全部其の内なりき。また矢作川の西に於ては中切、川端、宗定、中島、等の地は此の莊園たりしもの、如し。而して矢作川の東の部分には碧海郷、和田郷、卜部郷、中島郷、江原郷等に分れ西の部分に於ては畝部郷是れなりき。記録文書の徴すべきもの少くして、其の時代及領主等詳しくは知るに由なし。

上野莊 後宇多院御領目録に、參河國上野莊を收むとあり。寛正年中戸田彈正なるもの、三條家を本家として、此の莊の代官たりき。三河國二葉松に、戸田小法師、戸田は三條家庶流、尾州戸田道へ配流、其後三州上野村へ移るとあり其の區域は、上野、鷺鴨、渡刈等の地是れなるべし。

平貴莊 平貴とは舊莊名なりとするものあり、詳ならず。明治二十二年大岡、高木、山崎、上條、別所等を併せ平貴村と稱せしことありき。莊園に就ては既に是れを説けるが如く、素と私人の土地所有に初まりしものにして、何等法令の制定あるにあらず。されど素の大なるに及びては、世人もまた是れを怪まず、遂には國郡と並べ稱するに至りしなり。世は戰國を過ぎ織田豊臣の時代となりて、全く其の跡を絶てりと雖も、世人は猶ほ舊慣の久しきにより、後世に至るまでも莊名を唱ふるを通常とせり。又同堂の算盤に、志貴莊和志取郷鷺王山樂王寺藥師堂江戸講社中寄進の文字ある等は、其の例なり。

第四項 境域の變遷

古來本郡の地域、境界に、其の變遷ありしことは、屢々なりき。耆老の説に、知多郡は往昔碧海郡たりし所なりと云ふ。今之れを書に徴するに

第三編 碧海郡の沿革

一四九

第三編 碧海郡の沿革

一六八

堤防を設けざりし時に於ては、此の附近の地は總て矢作川の自由流域地區にして幾多の小流並び流れて、島の形をなす所あり、河原をなす所あり、矢作川築堤の後とは全く其の趣を異にししものなるべし。現今川島、島、河野等の地名あるは、其の附近往昔の地形を考へれば、必ずしも其の據る所無きにはあらざるなり。

青野 青野は所謂蘆島五郷の一なり。土俗の説に、初め此の青野に蘆を結びし者僅に四五戸、漸く開墾して村落をなせりと云ふ。何時の頃よりか上青野下青野の二に分る。上青野村の一記に、合款木村在家村及び今幡豆郡なる高藩村等皆青野の支村なりと云ふ。青野の村名に關しては一説をなすものあり。青野とは青海の轉訛なりと。而して碧海は青海の意にして、青字を碧字に改めしものなりと。

合款木 合款木は諸書に横木村とあり。横は横なるべし。横は木の名なりとす。高橋は正保年間の筆削に係る。里人の傳に、隣村の田畑、其の境界出入甚しく。時に或は星散して耕耘の便を得ざるものありしかば、衆議の結果、各村の境界に於て一地域を劃し、額端村と名づく。蓋し額端とは村々地額の端を集合したる

意に出づると云ふ。初の地額九十九石九斗一升七合を得、下青野の地額最も多かりしか。後世高橋と書くを通常とす。初め高橋新田と稱せしを後改めて高橋村と云ふ。

三ツ木 古へ三ツ木五箇村の目あり。上三木、下三木、上福桶、下福桶、安藤の五村是れなり。何れも皆三ツ木の分村なりとす。三ツ木とは、實の意にして諸貨物を此所に收集して發達せり、乃ち賈村の意なりとは一般に里人の云ふ所なり。諸書に往々見次と書きしものを見る。福桶とは傳に起鋪の時に方で地中より桶を掘得たり。以て吉兆となす、即ち桶に福を冠して村名となせりと。安藤とは何によりて斯く名づけしものなりや遂に詳ならず。慶安四年、領主水野監物忠善、三ツ木を分ちて上三木、下三木の二村となす。其の後承應年中、福桶分れてまた上福桶、下福桶の二村となる。

中島、高畑等の地は、古の蘆島五郷の一なる河邊郷の地にして、河邊郷の名は醍醐天皇延喜の御代四條方盛三河守として此の地に住せし時中島郷と改むと云ふ。中島とは何によりて斯く名づけしものなるや詳ならず。高畑、小園等の地皆な中島より分離する處なりと云ふ。村名の意義また明ならず。小園は後世幡豆郡の地

第三編 碧海郡の沿革

一六九

ト部郷

正名、定國、中、國正等の地は舊ト部郷の地なり。貞觀八年ト部日良磨三河權守に任ぜられて蘆島の地に至る。而して其の地の開墾に従事せりと云ふ。ト部郷の名は蓋し此のト部日良磨の名に因りて名づけしものなるべし。

定國里人の傳に、此の地往昔定郷と稱す。乃ち郡造の祖白田彦連此の地に於て諸所の郷名を定む。定郷の名ある所以なりと云ふ。正名の國中に四ツ目邸と稱する舊趾あり、ト部氏居住の第趾なりと云ふ。一老の説に、嘗てなき舊記に此の地の地名を正内と書きしものを見たりと云ふ。乃ち正名とは莊内の意に出でし名にして正内正名等と書して、其の音を寫ししを後世正名を以て最も普通のものとなすに至りしものにはあらざるか。中、國正等また村名の意義を明にせず。或は中とはト部郷の中央たりしに因る名なるべきか。國正里人の傳には此の地古昔國政を掌るの地たりしに因て、國政と書せしを後世に至り、政を正に改め國正と書くに至れりと云ふ。正名の西に方りて二軒屋あり。起鋪年歴を詳にせず。ト部は古部とも書きまた浦邊とも書く。何れも諸記に散見する所なり。

(十六) 上和田 宮地 井内 野畑 下和田 坂左右 法性寺 牧御堂  
上土井 下土井 赤蓋 中の郷 福島新田

和田郷

是等の地は總て所謂蘆島五郷の一和田郷の地なり。三河國二葉松には、下和田村及上和田七村の名あり。後世に至り和田郷十二村と稱す。上和田、宮地、井内、野畑、下和田、坂左右、法性寺、牧御堂、上土井、下土井、赤蓋、福島新田是れなり。青野村の一記には中の郷を亦和田郷の一村なりとす。福島新田は舊上和田の地たりし所にして、明治に至りて額田郡に編入さる。

日本外史には此の地を指して輪田と記す。村名に關しては一説をなすものあり曰く邦語海をワダと云ふ此の地舊と海灣なりしによりワダ郷と稱せしを後世和田の文字を是れに充てしものなりと。又舊記には往々和田郷附近の地を指して久良志里と書せしものを散見す。蓋し久良志里とは先に謂へる日暮里の謂にはあらざるか。上和田、下和田と上下の稱を區別するに至りしは、何時の頃よりなるか遂に明ならず。

宮地の名は既に大岡村天正十七年の簿に宮地村と書せり。一書には宮路村とあり。宮路、宮地皆な神祠に因る名なり。諸記に此の地の神祠精目神社を和田郷の祠なりとす。宮地並に宮路の名或は此の神祠に起因するの名なるべきか。

法性寺には舊と天台宗の一寺ありて和田山法性寺と號しき。里人の傳には法性寺の村名は此の法性寺の寺號に出でしものなりと云ふ。此の寺天文年中額田郡岡崎に移轉す

(自明和六年) 本多中務大輔忠肅 同忠典 同忠順 同忠孝 同忠民 同忠道

(二) 領地

藩籍奉還の際に於ける當藩所領の郷村は、三河國にて額田郡百十一ヶ村碧海郡九十ヶ村幡豆郡十ヶ村となり。其の領地高總て六萬五百二十一石九斗一升七合。左に本郡に於ける所領の村名石高並に其の年代を掲ぐ

村名	石高	年代
平七村	千七百五斗升合	自享保十七年至寶曆十三年
藤井村	四一三、三九〇〇	自明和七年至天明二年
木戸村	五五四、七九九〇	自慶長六年至寶曆十三年
新々田	二一、一八四〇	自正保二年至寶曆十三年
寺領村	八四、二五三〇	自明和七年至明治四年
古新田	不詳	自慶長年間至明治四年
小川村	不詳	自享保年不詳至明治四年
上小川村	二二、三二八一〇	自享保年中至明和六年
		自明和六年至明治四年

郷村	石高	年代
姫小川村	二六七、九七一〇	自天明二年至明治四年
安藤村	九三、四一〇〇	自慶長五年至明治四年
福橋村	七六八、二五一〇	同上
上青野村	七一〇、六九二〇	同上
下青野村	八九三、一六四〇	同上
土井村	一〇九五、八〇三〇	同上
在家村	五一七、五八八〇	同上
合歡木村	一五一八、二九五〇	自正保元年至明治四年
高橋村	一四一、六五九〇	自正保四年至明治四年
正名村	四〇八、七〇八〇	自慶長五年至明治四年
二軒屋村	不詳	同上
定國村	二六六、七一九〇	同上
中村	四九九、一四〇〇	同上
國正村	三五四、〇三二〇	自正保二年至明治四年
上三ツ木村	五八四、二三五〇	同上
下三ツ木村	四七六、三五〇〇	同上
中之郷村	八三七、五一六〇	自慶長五年至明治四年
野畑村	三六九、八四二〇	同上
上和田村	四六二、四一九〇	同上



水利組合  
の一覽表

水利組合は古來用水の井組と稱するものありて城內町村に於て規約を設け利害の關係により適宜其の費用を負担せしが、明治十三年四月布告第十八號を以て區町村會法を公布し、水利土功に關して關係人民若くは町村の集會に關する規約を設けらる。其の後同十七年四月區町村會法の改正せらるゝと共に水利土功に關するものは其の區域を定め水利土功會を開設するを得る旨を規定せらる。本縣に於ては此の布告に基き水利土功會を組織せしもの有之しも未だ其の數多からざりき。明治二十三年六月に至り法律第四十六號を以て水利組合條例を公布せらるゝや、本縣に於ては之れが施行を希望するもの多かりしかば、他府縣に於ける水利組合の規約を參照し、本縣水利組合規約を調製し、之れを各郡に配布し、同二十九年三月縣令第五號を以て同年十月一日より水利組合條例を施行する旨を令達せらる。此の水利組合には二種あり、一を普通水利組合とし、専ら水害防禦の爲めに設置する組合にして、他を水害豫防組合とし、専ら水害防禦の爲めに設置する組合にして、本郡に於ける既設の水利組合は、何れも普通水利組合にして、未だ水害防禦組合の設立されしものを見ず。されど此の水害の事に關しては古來の慣習により河川流域の町村聯合して是れが豫防の策を講じ、堤防の修繕等を負擔しつゝあるは昔も今も變らざる所なり。左に本郡に於ける普通水利組合一覽表を掲ぐべし

普通水利組合名 設立年月日 關係町村名

明治用水	明治三十年六月一日	上郷村 高岡村 安城町 知立町 富士松村 依佐美村 矢作町 高濱町 明治村 櫻井村 外西加茂郡幡豆郡三ヶ町村
高橋用水	明治三十年十月十七日	外西加茂郡幡豆郡六ヶ村
村高用水	明治三十年五月二十二日	矢作町 櫻井村
北野用水	明治三十年二月四日	矢作町
占部用水	明治三十年六月一日	六ヶ美村 外西加茂郡幡豆郡五ヶ町村
枝下用水	明治三十年二月七日	高岡村 上郷村 外西加茂郡二ヶ村
鹿乘川惡水	明治三十年九月十四日	矢作町 安城町 櫻井村
油ヶ淵惡水	明治三十年五月十四日	旭村 新川町 高濱町 明治村
安藤川惡水	明治三十年十月十七日	六ヶ美村 外西加茂郡幡豆郡三ヶ町村

組合の事業は組合區域内の町村より選出せる議員に於て是れを議決し、經費の收支豫算等も亦其の決議する所なり。之れが管理者は關係區域が一町村に止まる時は町村長を以てし、數町村又は郡市に渉る時は郡長又は市長を以てし、縣知事の選定する所にして組合の事務を管理し組合會議に於ては是れが議長となる。委員書記を置て事務を掌れり。而して水利組合は公共組合にして其の事業は特別行政に屬し、組合は公法上の人格を有し其の權力を行ふ。其の事務は用水排水水害

十四年九月十八日に至り水利組合を組織して其の事務を管理せり。關係諸村は福地全部にして矢作町安城町櫻井村是れなり。

(四) 高橋用水

高橋用水の水源地は碧海郡六ヶ美村大字高橋字北郷にあり、樋門を設けて矢作川の流を分派せり。水路延長は幹流に於て登萬三千二百七間支流に於て二萬八千九百七間灌漑及ぶ所幡豆郡に於て三和室場家武花明横須賀の五ヶ村碧海郡に於て六ヶ美村の一ヶ村なりとす。明治十五年二月縣令は技師を従へ來て實地を踏査し水路開鑿の極めて必要なることを説示したるにより關係村落に於て協議を遂げ、翌十六年二月工事に着手し同年五月竣工せり。其の工費二萬餘圓を要し尙之れが維持の費用は水利土功會を組織して之れを負擔し來りしが、明治三十年十月十二日水利組合を結びぬ。現今當用水の配水反別は七百四十八町歩に餘れり。

(五) 北野用水

北野用水の水源地は矢作町大字北野なる矢作川堤下の滲漉水に始まれり。其の開鑿は承應年間のことにして新堀村の人本田又左衛門の企圖になりしものなりと傳ふ。其の灌漑區域は矢作町の内大字矢作渡筒針西牧内東牧内桑子新堀佐々木等なりとす。

是等の地素より福地にして土地低濕にして旱害少しと雖も時に用水の不足を來すことなせり。本田又左衛門大に是れを憂ひ水路の開鑿を企圖し、水源を如上の地に求め辛苦焦心設計成りて是れが要地を買ひ獨力開鑿の難事を遂行せり。傳へ云ふ岡崎侯其の功を感賞して賞を賜ふ。又左衛門固辭して受けず。本村の名を以て渠名と做すことを賜はれば足ると。俟益々成じ因て新堀村の名を採り新堀川と稱せし。新堀川の延長四千間餘潤六尺、享和元年新堀村の人深見喜一郎用水關係諸村に協議して潤三尺を増す。明治に至りても尙は舊に據り關係諸村の用水たりしが、明治三十六年二月四日水利組合を組織して其の事業を管理することとなりぬ。

(六) 村高用水

櫻井村大字村高字林の堤より陰寶を設けて矢作川を醸ぎ、村高川島等櫻井村及矢作町の耕田に灌漑す。明治三十二年五月二十二日水利組合を組織して其の事業を管理することとなりぬ。

(七) 安藤川惡水

安藤川とは野川と稱するもの是れにして額田郡岡崎村大字六名邊の田畑の間に

發源し、近傍諸村の冗水を湊合し六ツ美村に入りて始めて川の形をなし、降りて  
幡豆郡江原村を過ぎ矢作古川に注ぐ。素より此の附近村落の悪水の排水路たりき。  
安藤川と稱するは六ツ美村大字安藤より下流のことなりとす。霖雨あるも低地の  
ことゝ排水意の如くならず、其の排出口たる江原村の古川に於ける閉塞して  
瀉かず、加之上流より落ち来る滾水滯沈して水害を蒙ること年々著し。關係諸村  
之れが排出に努めて止まず。明治三十年十二月十七日水利組合を組織して以て其  
の事務を管理することゝなしぬ。

(八) 占部用水

占部川と稱するものは是れにして六ツ美村にあり。慶長の初年占部郷中村の人渡  
邊彌蔵及正名村の人野本新十郎の二人の義氣により開鑿せし所なり。初め占部近  
郷の民用水に乏しくして耕田乾涸に苦むこと屢々なりき。彌蔵新十郎の二人苦慮  
焦思し矢作川の東六名の下より矢作川の流を分派して新渠を開鑿して河水を藉き  
占部近郷の耕田に灌漑しぬ。時に慶長八年四月名づけて占部川と云ふ。領主より  
用水路修繕に關する證文を下附せらる。以來近郷の用水路たりしが明治三十年六  
月一日關係諸村の協議により水利組合を組織しぬ。初め彌蔵新十郎の二人設計な  
りて工を起すや事業大にして資金足らず、産を傾け盡しぬ。不幸二氏共に嗣なく

して家絶ゆ。占部近郷の民二氏の恩徳により年々豊饒を喜ぶに感荷し、年々六月  
二十日を以て法會を營み二氏の靈を祭り來れり。

(九) 油ヶ淵悪水

油ヶ淵は既に之れを記せるが如く南北四町東西七町に餘る其の面積大約四十七  
町歩に亘る、是れもと海淵の深潭たりし所にして附近の地に於ける最低部の渾地  
たり。東端、西端、根崎、鷺塚、新川等の地其の周圍にあり。長田川、稗田川、  
高取川、隅田川等の川水之れに注ぎ、且つ矢作川の河床淵より遙に高く、附近  
の冗水悉く之れに落ち一朝霖雨あるや淵漲溢して周圍の田面塗没す。然も其の排  
水口たる不完にして其の患蓋し大なるものなりとす。慶長年間矢作川下流の改修  
あるや、鷺塚の地より長渠を穿ち大濱字下の宮にて湖水を瀉せり。されど矢作  
川の河床愈々高くして渠道其の効を爲さるに至る、新に新渠を穿ち湖水を鶴ヶ  
崎の海淵に注ぎ舊渠を廢して田畑となし、新渠を名づけて新堀川と稱しき。長さ  
八百五十間元祿十三年工事成る。排出口を新川町字千福に設け開を要意して海淵  
を造れり。此の新渠開鑿及之れが維持費は東端、西端、高取、榎前、和泉、城ヶ  
入、米津等の諸村常に之れを負担しき。其後と雖も水害常に絶へず之れが排出に  
苦慮せり。明治四十年五月一日水利組合を組織して之れが排水の事業を管理せり。

起點とし是れより同字上重原、刈谷町大字重原、刈谷を経て市原川、境川等を越  
へて、知多郡に入り東浦村、龜崎町、半田町、成岩町、武豊町、富貴村、河和町  
等を過ぎて師崎町に達す、延長十二里二十四町四十五間にして、本郡に於ける延  
長は内一里二十四町十六間、幅員平均四間二九坂路の平均勾配十五分の一より四  
十五分の一までなりとす、本郡より知多郡に入るの要路なり

(二) 大濱街道

大濱街道は愛知郡鳴海町より本郡大濱町に至る縣道なり、鳴海町を起點とし、  
知多郡東浦村大字緒川に至りて師崎街道と合し、境川、市原川、等を越へて刈谷  
町大字刈谷に入り、此所に於て同街道より南に岐れ、同町大字元刈谷、依佐美村  
大字小垣江、高濱町大字吉濱、高濱及び新川町を経て大濱町に至る延長六里二十  
町四十間にして本郡に於ける延長は三里十五町三十七間平均幅員一間九〇平坦に  
して坂路の勾配を算せず

(三) 新街道

新街道は名古屋より額田郡岡崎町に至るの縣道なり、起點は愛知郡天白村に  
して、同村字平針に於て飯田街道より南に分岐し日進村東郷村等を経て西加茂郡

に入り、三好村を過ぎて本郡に入り高岡村字堤、若林、吉原、上郷村大字和會、  
矢作町大字橋目等の地を経て同町大字柿崎に於て國道第二號線に合し、東して額  
田郡岡崎町に至る、延長五里二町五十八間内本郡に於ける延長は二里九町五十六  
間にして平均幅員四間坂路勾配平均十分の一より二十五分の一迄とす。

(四) 土呂街道

土呂街道は額田郡福岡町より幡豆郡西尾に至る縣道なり。起點は額田郡福岡町  
にして、南して本郡六ツ美村に入り、同村大字國正、中、定國、正名、下中島、  
等の地を経て幡豆郡に入り、三和村を過ぎ、西尾町に至る、延長二里七町三十三  
間に於て、内本郡に於ける延長は一里四町十九間平均幅員二間〇五とす、平坦に  
して勾配を算せず

(五) 西尾街道

西尾街道は本郡知立町より幡豆郡西尾町に至る縣道なり。碧海郡知立町を起點  
とし、同町字知立、上重原、西中、谷田、依佐美村大字野田、井杭山、安城町大  
字箕輪、福釜、赤松、明治村大字泉、城ヶ入、南中根等を経て同大字米津に至り此  
所に於て矢作川を越へ、幡豆郡に入り西尾町に入る、延長總て四里七町三十間内

本社に就ては未だ異説ありしことを聞かず。古來阪戸村酒人神社を以て是れに充て動かざるものゝ如し。

日長神社

文徳實錄 仁壽元年冬十月乙巳三河國日長神社授從五位下

延喜式神名帳 三河國二葉松 日長神社

三河國二葉松 日長神社

官社私考 日長神社或曰古長社中島村

明治の初年高木村に於ては、其の地の神祠日長神社を以て延喜式所載の日長神社なりとて具申する所ありしに、教部省に於ては之れに對し式内未定社となすの指合を達す。是れと同時に中島村に於てもまた、其の地の日長神社を以て延喜式内日長神社なりと具申する所ありて、遂に其の允許を得て、爾來式内日長神社と標するに至れり

比蘇神社

新撰姓氏錄 大宅首大閉蘇命孫建新川命之後也

長谷置始速神饒速日命七世孫、大新川命之後也

槽目神社

長谷部造神饒速日命十一世孫千速見命之後也  
國造本紀 參河國直、志賀高穴穗朝物部連祖出雲色大神命五世孫、知波夜命定賜定造  
新撰姓氏錄 物部神饒速日命後也  
舊事記天竺行 五十狹城入產命三河長谷部直祖  
倭名抄 三河國碧海郡長谷部郷  
延喜式神名帳 三河國二十六座並小碧海郡六座並小比蘇神社  
本祠に就ては、延喜式神名帳に比蘇神社とある外には殆んど微すべきものなく、後世の書に於ても其の名は屢々散見すれども未だ其の定説はあらざるなり。櫻井村櫻井神社の鎮座地を比蘇山と稱するの故を以て當神社を式内比蘇神社に擬せんとするものゝ、六ツ美村大字宮地比蘇天神を是れなりとするものあるのみ。右に擧げたる新撰姓氏錄、國造本紀、舊事記、倭名抄等の記事は、或は比蘇神社に關係する所あるかと覺しければ暫く記して參考に資す

槽目神社

文徳實錄 仁壽元年冬十月乙巳三河國槽目神社授從五位下

延喜式神名帳 三河國二十六座並小碧海郡六座並小槽目神社

第九編 社 寺

六四三

安養院

六ツ美村大字上青野にあり。

三河國二葉松 上青野村 寺領一石五斗 安養院

觀音寺

六ツ美村大字下三ツ木にあり。淨土宗西山派寺記に藏人頭松平長親女あり三ツ木城主織部正に嫁す長親信する所の觀音佛一像あり老後是れを其の女に遺す女後に城中に一字を構ふ之れに觀音佛を安んず本利に傳ふるもの即ち是なりと

龍泉寺

六ツ美村大字下中島にあり。淨土宗西山派の寺にして當地崇福寺の屬寺たり文安三年の創建に成る正保二年雷火の爲め烏有に歸してより遂に耕地となる萬治三年土民佐口専求なるもの自己所有の地に就て本寺を再興す爾來淨土宗たりまた土俗の説に古は本村に通泉寺と稱する寺ありき龍泉寺即ち是なりと傳ふ。

崇福寺

六ツ美村大字下中島にあり淨土宗にして西山派の中本寺たり。三河國三椏林の

一に算へらる昌泰年中の創建にして初め昌泰寺と號し天台宗の寺なりき、後文中に至り淨土宗の僧天祐本寺に住持たるに及びて淨土宗に改宗す。天祐は寺記に依れば赤松師範の八男にして嘉吉元年將軍足利義教を弑せる赤松滿祐は其の叔父たり。されば滿祐白旗城に自及の後其の一族の者足利氏の探索を避けて本寺に匿れしものなるか。

三河國二葉松 中島村 寺領三十石淨土宗西山派三役寺本寺京都四條蛸薬師

通圓福寺 廬安山崇福寺

本利藏書

中島郷崇福寺内寺物諸役如前々免許之事

東向寺並に山園寺尙兼寺此の三個寺之事諸末寺之外永可爲崇福寺支配縱雖有申旨如持廣御代不可有相違事

諸末寺如前々永不可有相違事

門徒中老若時々之法事令懈怠出仕剩不守戒律致姿之振舞至干居住草庵之輩者可改易寺物於其以下の傳者可燒却尤鉢事

崇福寺東向寺山園寺尙鹿寺此四個寺伐采竹木并棟別田別人別門別一切諸役免許之事

右之條々領主合點之上出判形田中之條所及判形也若非分之儀於

第九編 社 寺

六九七

第九編 社 寺

六九九

有之者可加下知者也仍如件  
永祿九年戊午八月二十六日  
崇 福 寺  
治部大輔華押  
三河國碧海郡中島村の内三十石之事全可寺納並寺内竹木諸役  
免許末寺之出仕等任先規旨記者佛事勤行不可有懈忘者也依而如  
件

淨光寺

淨光寺

六ツ美村大字下中島にあり真宗大谷派の寺にして建立の年時詳ならず。寺記に據れば寛正五年石川康政本願寺蓮如を師として僧となり意真と號しき。此の地に天台宗の廢寺ありしを興して是れに入り寺を安樂寺と號しき。意真後に松平親忠に屬して岩津の役に戰歿す。而して後明應二年に至り寺號を淨光寺と改むといふされど一控記に載する安樂寺を以て此の前身なりとせば寺號を淨光寺と改めしは明應年間の事にあらず猶降りて永祿一揆の後なるべし。  
三河國二葉松 中島村 寺領三十石一斗一向宗本寺野寺村本證寺 淨光寺本寺藏書  
三州碧海郡中島淨光寺境内高一石八斗五合之地被寄附之旨任前

判外高一石二斗一升五合者者茶園畑去寛永五辰年内改之地是亦  
令再納訖永不可有相違仍如件  
元和四年十一月廿八日  
源勝重華押  
中島淨光寺

今度火事爲見舞家來方迄御狀殊大根切干一袋煎茶一袋饋給又於  
其元勝浦源五左衛門方へ金子持參繩調候様に御申其上御徳構之  
竹爲御伐可給旨重疊御心入令滿候竹入候は、重而可申遣候間先  
御伏候事無用に候我等親子家中上下共に無事に候間可心安候猶  
追而可申入候恐々謹言  
二月十四日  
板倉内膳正  
重 矩華押

淨光寺机下

永照寺

六ツ美村大字中にあり真宗本願寺派の寺院なり。往昔天台宗なりしと云ふ事歴明ならず。寺記其の他によりて見るに文祿年中真宗に改宗し、慶長九年大谷光壽東本願寺を開くに當り其の末寺となり後また、西本願寺派に復したるものゝ如し。

第九編 社 寺

六九九

第十編 名勝舊蹟

七七六

之れに住し、天文十三年之れに死し、其の子忠孝は永祿六年正月十一日一向一揆の時針崎の合戦にて討死し、其の子康忠に至りて家絶ゆ。東の城には大津土左衛門住す。

合歡木古屋敷 松平藏人信孝同金助之れに居る、一向一揆の時家康に味方して忠戰す。

青野城址

六ツ美村大字上青野字稻前西の地にあり、今田面に變ず。松平長親六男甚太郎義春是れに城主たり。日近村に於て討死す、其の子義忠右京亮之れを嗣ぐ、義忠尙ほ幼なりしを以て、家臣松井左近忠次之れを輔けて此所に居る。後徳川家康其の子忠吉をして當城に居らしむ、數年の後廢墟となる。

下青野村古屋敷

伊奈市左衛門之れに居る。

中ノ郷古屋敷

本多刑部左衛門是れに住す。

赤澁村古屋敷

熊谷一學是れに居る、次で天野助兵衛、同甚四郎、同平七相嗣で住す。

井内村古屋敷

久世三四郎、坂部三十郎是れに居る。

土井村古屋敷

本多彦二郎信重之れに居る、享祿五年御油驛の合戦に討死す、其の子豊後守廣孝は家康に仕へ諸所の合戦に功勞あり、天正十八年八月上野國白井城二高石を賜ふ。

上和田七

村古屋敷

上和田七村古屋敷 宇都左衛門五郎忠繁、其の子宇都九郎左衛門忠武、其の子大久保忠俊、以後大久保氏代々の居地たり、大久保彦左衛門の家康に仕へて我儘氣隨なりしは人のよく知る所なり。大久保家留書云、大久保は代々御當家の舊臣先祖より忠世に至るまで武勇武邊忠義比類なし、三州にても一向亂の時上和田村忠世の屋敷へ大久保一黨の共者三十六騎相集り一向の賊徒を防ぐ、大久保は日蓮宗にて三州上和田の郷妙國寺の大旦那れば、此の時妙法蓮華經の旗を眞先に押立て戦功をなす。

同村古屋敷

松平親忠の五男刑部之丞親光の子兵庫親直是れに居る、和田七郷の領主たりき。

野畑村城址

佐野右馬助是れに居り、天文年中清康に仕ふ、其の後黒柳彦村其の族佐野圖書同小大夫是れに居る。

在家村古屋敷

石川大隅守、同八右衛門之れに居る。

坂左右村城址

都築總左衛門是れに居る。

浦邊城址

六ツ美村大字國正字浦邊にあり、現今宅地田畑等に變ず。其の中央小高き所に一大石あり、是れ渡邊氏の城址なりと云ふ、其の近傍に古井二ヶ所を存す。渡邊源次道綱此の地に築き居城し、浦邊七郷の領主たり。範綱、高綱、守綱、重綱、治綱を経て、尾藩の祖義直に仕へ、三州加茂郡寺部等の地を領して

第十編 名勝舊蹟

七七七

第十編 名勝舊蹟

七七八

名古屋に移る、爾後廢墟となる。  
國正古屋敷 渡邊忠左衛門重綱之れに居り、小田原、關ヶ原、大阪の陣に從て毎戰功勞ありき。

宮地村古屋敷 大久保右京之れに居る。

法性寺村古屋敷 八田森右衛門之れに居る。

三ツ木城址 松平清康の第十郎三郎康孝之れに居り早世す。其の兄藏人信孝是れに居り、天文十二年徳川廣忠を攻めんとて敗れて城陷る。

下和田城址 六ツ美村大字下和田字神宮寺にあり、反別二反に餘る、今悉く宅地及田畑に變ず。天文年間松平三左衛門尉忠倫此の城に住す、後松平廣忠の爲めに殺されてより一時廢城となりしが、數年の後佐野右馬助及加藤帶刀居城せりと云ふ。

中島城址 六ツ美村大字中島字巴城にあり、目下田畑となりて其の形跡更になし。山良平八郎初めて築きて此に居る、板倉重定之れを攻めて自ら代て入城し、暫くにして松平大炊介好景、又板倉重定を逐ひ自ら居城し、其の子主殿介伊忠に至り吉良義照と戦ひ戦死す。是れより廢城となる。

池田堀堀澤 知立西之町にあり御茶屋跡なりと云ふ。

牛田城址 水野忠政の家臣牛田左衛門之れに居る、子孫相嗣ぐ。

來迎寺城址 村上兼房之れに居る、今崎城と云ひき。

今村城址 松平吉之丞一學其の子下總守之れに居る、徳川家康に仕ふ。

宇頭城址 二ヶ所あり内一ヶ所は芳阿彌屋敷と云ふ、他は渥美彌三郎是れに居る、天正中のことなり。

矢作城址 二ヶ所あり内一ヶ所は島田彈正、同出雲守是れに居る、家康に仕へ、一向一揆の時忠戰す。

境村城址 東境にあり、酒井與右衛門是れに居る。永享十二年六月徳川有親其の子親氏と共に關東を逃れて其の地に至る、與右衛門の家に入る、酒井氏の祖松平廣親は親氏の子にして母は與右衛門の女なり、廢墟の年月詳ならず。

大友城址 石川三藏、同右衛門八之れに居る。

北野村古屋敷 松平内膳之れに居る。

橋目村古城 山内源内、加藤與右衛門、原田七藏、石橋道全之れに居る。

小針城址 阿部孫四郎之れに居る、通稱を四郎五郎と云ひ、大和守後に攝津守と稱す、忠正は其の號なり、其の子藏人の時に至り額田郡六名に移り廢城となる。

同村古屋敷 上田七郎兵衛元成是れに居る、松平廣忠の時其の父宗太郎年寄役たりき。

第十編 名勝舊蹟

七七九

第十二編 人物傳

九五二

るに及びて顯悟人に過ぐ。七年徳川秀忠の濱松に生るゝや、家康利勝をして秀忠に仕へしめ、改めて基三郎と稱す。十九年利勝采邑一千石を賜ふ慶長七年下總小見川の田一萬石を領す。十年從五位下に叙せられ、大炊介と稱す。十五年邑一萬石を加賜せらる、佐倉に徙る。十七年食邑を累加し政治を預り聞く、寛永十年封を下總古河城に轉ず。舊封を併せ十六萬二千石を領す、十五年六月連署たりしを免じ、大老職に補せらる。正保元年七月病て卒す、時に年七十二。利勝寛仁にして智慮あり。青山忠俊、酒井忠世と並び後世より寛永の三輔と云はる。特に利勝關老中に獨り傑出せりと云ふ。

板倉勝重

板倉勝重

板倉勝重は中島村の人なり。其の祖は源義家に出づ。義家十二世の孫義季は南朝の忠臣にして女影原に戦歿す。其の四世の孫滿頼に至り三州八幡に住す。其の子重定中島村の城主松平好景の家人となりてよりは其の子頼重孫の好重皆松平氏に仕へて精忠なり。勝重は即ち好重の子なり。好重三子あり長は忠重季は定重勝

同直奉行となる

重は其の仲子なり。勝重幼時故ありて桑門に入り僧玉峰の徒弟となり、香峰宗哲と號し、中島郷永安寺に居る。既にして父好重善明堤に戦死し、家兄家弟又相繼で戦歿す。是に於て家康宗哲を召して其宗を繼がしむ。是れより宗哲諱を勝重通稱を甚平と稱す。後四郎左衛門と改む。勝重賦性謙直にして高度あり書史に通ず。天正十四年九月家康駿府に入り勝重を以て同直奉行となす。勝重命を受くるや固く之れを辭す。許されず勝重乃ち家に歸り妻に告議し、且つ之に教へて後心を決し入りて命を拜す。美談として後世に傳へらる。勝重職に就き公平直法を執ること謹嚴良吏の名噴々たり。小田原及關東の代官を兼ね、武藏の田一萬石を賜はる。慶長六年五月家康京師に所司代を置く、勝重加藤正次と擇れて之れに任ず。勝重四民の訟を聽き處理秩然裁判流るゝが如し。字誠爲めに條達し、寛嚴並び行はる上下新政に服す。九月參河の田六千六百石餘を加賜せられ、八年二月從五位下に叙し、伊賀守と稱す。十四年九月山城の田九千八百石餘を加賜せられ、元永五年從四位下に叙し、侍從に任ぜらる、六年職を辭す。子の重宗に代る。寛永元年十月勝重卒す歳八十。重宗の弟重昌は慶長十年講和使節として大阪城に至り、使命を全ふし亦十四年島原邪教徒鎮定の總督として彼の地に赴き、翌年正月朔日其地に討死す。其子重矩に至り寛文十二年野州島山に徙り、孫の重寛の時天和三年五月陸奥福島に封ぜられ、相傳へて十三代勝尙に至り、明治元年重原に轉封さる。

第十二編 人物傳

九五三

平右衛門と稱しき。廣忠及家康に歴仕し、本村に築きて羽城と名け、弟重吉及び男直勝をして是れを守らしめし。文祿二年歿す。

長田重吉

長田重吉

長田重吉は廣正の二男にして直吉の弟なり。大濱村に生る。初名を喜八郎と云ひ、後八右衛門と稱す。廣忠及び家康に歴仕し、羽城を守り、數々織田氏の兵と戦て功あり。時に本村上宮熊野神の廟祝河合惣大夫と云ふもの歎を織田氏に通ずるや、廣正是れを岡崎に報す。廣忠乃ち惣大夫の職を解き其の管する神領を收む。天文十八年今川義元重吉を以て其の廟祝に任じ、神田を併せて之れを管せしむ。天正十年京都本能寺の變あるや家康潜行して伊勢に至り、志摩の海島より尾張の師崎を経て大濱村に渡航す。重吉乃ち船を發して之れを迎へ、兄直吉の邸に館す。饗應厚かりき。日本外史には此の日家康直勝の家に館すとあり。

永井直勝

永井直勝

永井直勝は小字を傳八郎と稱す。直吉の二男にして大濱村に生る。天正年中徳川家康の世子信康舞踊を好み郷民争ひて其の技に長ずる者を進む。直勝大鼓の上手にして召されて仕ふ。年甫めて十五容姿秀美にして寵遇人に超ゆ。信康自及するに及びて郷里に歸る。八年また濱松に赴き家康に仕へ、祿三十貫を賜はり、命により姓を大江氏と改め、族を永井と稱す。長湫の役慶長庚子の役大坂前後の役

等皆從軍して功あり、元和八年下總古河城に封せられ。邑七萬石を領せり。寛永二年十二月卒す。時に年六十三、細川玄旨と云ふものあり、足利氏に仕へて幕府の故事に明なり。直勝家康の命を受け玄旨に就て悉く其の説を得、家康勳臣と議し、足利の舊典に因て取捨を加へ以て一代の法を立つ。制法嚴密規模宏遠なり。而して此に至れるは直勝與りて大に力ありしと云ふ。四男あり尙政、直清、直貞、直重と云ふ。

渡邊守綱

渡邊守綱

渡邊守綱は通常は半藏後忠右衛門と改む。高綱の長子なり。天文十一年三月八日占部村に生る。年十六にして家康に仕へ屢々軍に従て功あり。槍功最も多し。人呼んで槍半藏と云へり。一向宗徒の亂に父と共に門徒に黨し、針崎に據る。次で門徒と共に上和田を攻めて家康の軍を敗る。此の時父高綱矢に當て死す。亂治りて後安綱また宥されて父の遺封浦邊の内一皆坂を賜はり次でまた三十貫を加賜せらる。後掛川掛塚金崎姉川一言坂の戦に従て皆功あり。味方ヶ原の役には前軍を指揮し、戰敗れて濱松の城に逃入するや、弟半十郎秀綱と共に城門を守衛し、長篠の役には先登す。文祿元年名護屋の牙營に従ひ、關ヶ原の役には健歩一百を率ひて功あり。軍平ぎて江州坂田郡の内一千石及び騎兵三十を賜はる。慶長十五年命を承けて其の子重綱と共に徳川義直に仕へ、食邑を加茂郡に賜はり、併せて

一萬四千石を領す。大阪の役起るや、守綱從て前軍に列す。戰功あり、元和六年四月卒す。享年七十九。

長坂守重

長坂守重

長坂守重は其先は山城の大小笠原大膳大夫持長なり。持長の男を清宗と云ふ。清宗の三男準人助清氏故ありて三河額田郡大森村に來り住し、長坂小右衛門重造の養子となり、名を守重と改め池端村に移住せり。長坂守重とは即ち此の人なり。永正五年歿す。守重五男あり、長男を左衛門太郎守次と云ひ、麾下の士たり。次男を七左衛門吉重と云ひ、高榎村に住す。三男を大炊助信重と云ひ、坂戸村に住す。四男を與次左衛門守久と云ひ小垣江村に住す。五男を與七郎重次と云ひ池端村に留り住しき。

長坂信政

長坂信政

長坂信政は新堀村の人なり。通常を彦五郎と稱す。松平清康に仕へて勇武絶倫必ず其の槍に血ぬり、血槍九郎の名を賜ふ。爾來子孫其の名を傳ふ。而して此の長坂血槍九郎信政とは長坂守重の三男大炊助信重其の人なりと云ふ。信政の孫信次亦家康に仕へて驍勇比なし。家康小血槍の名を賜ふ。天正十年家康甲斐の武田勝頼を攻むるに當り、信次をして先づ行きて江尻の城主穴山玄蕃を招かしむ。信次乃ち單騎城中に入り穴山に面し、説くこと七日遂に是れを幕下に致す。功を以

て遠州の地二邑を賜はり、後丹波守と稱す。

米津道壽

米津道壽

米津道壽は米津村に住し。初め藤太郎と云ひ。後彌左衛門と稱す。道壽とは其の號なるにや。里人の説に道壽は尾州知多郡大野の領主にして此の地に來航して遂に此所に城く。是れ應永二年の事なり。二子ありき。道水と曰ひ道善と云ふ。而して道善は寶徳三年此の地に歿すとなす。今村社の前に道善社と呼ぶ所あり。

寺坂吉右衛門信行

寺坂吉右衛門信行は播磨國赤穂の藩士にして昔に名高き四十七義士の一人なり。幼より吉田忠左衛門兼亮の家に仕ふ。元祿十四年城主淺野長矩死を賜ひ、國を除かる遺臣復讐の議をなし、終に死を盟ふもの四十七人吉田兼亮寺坂信行又其の中の人なりき。遺臣既に主の意を果すや同盟相議し信行を安撫に遣し、其の次第を主弟淺野大學長廣に報せしめ、盟約脱逃して其の之く所を知らずとなす。信行安藝に到りて長廣に報を傳へ再び江戸に赴かんとするや長廣惜みて遣らす。翌年四月遂に脱して江戸に到る。同盟の者既に死を賜ひて在らず。則ち仙石伯耆守久尙の邸に自首し己もまた同盟の一人にして命を受けて死に就かんことを乞ふ。幕府事既に往るを以て之れを不問に歸す。信行時に年三十九。初め兼亮の赤穂にあるや其の女姫路藩士伊藤十郎大夫に嫁す。姫路藩主本多中務大輔忠良其後寶永七年

第十二編 人物傳

九七二

石川丈山名は重之、通常嘉右衛門、丈山と號す。又六々山人、凹凸窩等の號あり。天正十一年十月碧海郡泉村に生る。父を信定と云ふ。曾て曰く此の兒尋常の器にあらず、成後英俊たらんば俾戀たらんと。幼より武事を修練し、又好みて書を讀む、年十六徳川家康の近侍となり、東征西伐毎に扈從せざるなし。大阪夏の役先登して首級を得たり。然れども軍令を犯したるを以て黜けらる。乃ち走りて京都妙心寺に入り、薙髮す後母の病を江戸に省す、松平正綱土井利勝と謀り仕を勤むれども聽かず、正綱怒りて交を絶つ、元和元年京都に至り林羅山の勤めにより始めて藤原惺窩を見其の言行に服し遂に儒門に歸す。四年紀伊に客たり。然れども意に協はずして去る。九年藝州侯に聘せられ、其の客臣となり、藤千石を受く。寛永十二年母を喪ふ、丈山乃ち藝を去り京都相國寺の側に寓す。十八年更に居を臺麓一乗寺村にトし、蘇武陶潛以下三十六人を選び、狩野探幽をして其像を畫かしめ、自ら其の詩を書し、之れを欄間に掲げ號して詩仙堂といふ。年七十三故ありて三河に歸隱せんとす。所司代板倉重宗の爲めに止めらる。茲に於て丈山も亦再び鴨川を渡り城市に入らざるを誓ひ。

わたらじな瀬見の小川は淺くとも老の波たつかげもはづかし  
の和歌を詠じぬ、承應二年天皇丈山の隸書に巧なるを聞き給ひ勅して關に至らしむ。丈山老を述べて拜辭す天皇更に敕を下し其家に就きて是れを求めしめらる。

永田徳本

永田徳本は大濱村の人なり。本村長田氏の支流なり。甲斐國に遊び武田氏に客たりしを以て、甲斐徳本と稱しき。徳本醫道を殘夢及玉鼎に學ぶ。玉鼎方を月湖道人に受く。道人は明杭州の人にして歸化して鎌倉に居る。徳本其の方を受け、益々研鑽怠らず、大に自得する所あり、僅々十九方を以て諸病に應じき。寛永の初め將軍家光に侍し、其の疾を療して大に名聲を高ふせり。寛永七年歿す。年百十八歳、信州鷲湖の傍、東堀村に葬る、著書梅華無盡藏あり。刻本世に布し。

野本新十郎は正名村の人にして、渡邊彌藏は中村の人なり。正名中並に此の附近の地曠昔灌溉の水に乏しく、歳々田畑の乾涸に苦めり。二人是れを慷慨し、矢作川の東涯天白より水を通じて此の地を膏さんことを謀る。苦慮焦思數年に及び慶長の初年新渠を開鑿す。ト部川即ち是れなり。然れども事業大にして資金足らず。二氏共に産を傾け盡す。然も並に嗣なくして家絶ゆ。爾來累葉豊稔の澤あり。

第十二編 人物傳

九七三

第十二編 人物傳

九七四

本多又左衛門は新堀村の人なり。曩昔此の附近の地、年々旱害に苦しむ。又左衛門是れを慨き、北野村に於て矢作川の河水堤下に濬漉して涓々絶へざるを導き灌漑に供せん事を企て、獨力是れが新渠の開鑿を計畫し、辛苦焦心竟に用地を購ひ求めて新渠開鑿の難事を爲し遂げぬ。其の年曆確説を得ず。新堀村の説には寛文五年の事なりと傳へ、宇頭村の免狀及び該村の私記には承應二年に創鑿し、明暦二年に幅二尺を廣めたりとあり。領主岡崎侯其の功を感じ、是れに賞賜せんとす。又左衛門辭して自ら微功恩溼を蒙るに足らずとし、只だ本村の名を以て渠名となさんことを願ふ。領主益々是れに感ず。因て新渠を新堀川と稱す。又左衛門其の後年を詳にせず。

柴田助大夫  
柴田助大夫は大濱茶屋の人なり。同村の創業者吉兵衛の後孫なり、延寶年中幕府より大濱茶屋を加助郷に命ぜらる。本村當時水田なく畑作のみなるを以て、加助郷免除のことを請ふ、聽かれず。時に助大夫此の地の里正たり、強て請願す、猶ほ聽かれず、助大夫思へらく貧村の民且つ逋役に就かば罷弊立ところに到るべしと、是に助大夫一命を輕しとなし死を決し大に謁す所ありしが、法に觸れしにや遂に死刑に處せらる。時に延寶五年五月二十五日。助大夫刑に處せられて後大濱茶屋加助郷の命罷む。村民助大夫の恩を感荷し、其の處刑の悲愴に堪へず、草庵を結び長く其の冥福を祈れり。後八十年にして庵を永安寺と號し以て今に傳ふ。

石川伊右衛門

石川伊右衛門は東牧内村の人なり。舊と本村陸田收穫額二百三十石餘此免六箇九分にして村民其の厚租に苦めり。里正伊右衛門爲めに減免せられんことを領主に哀訴す、聽かれず。猶ほ請ふこと數回毫も身の罰せられんことを願みず、終に該額の中六十四石餘減免して五個四分免となすことを許さる。是れ寛永年中水野氏領主たりし時のことにして、本多氏領主たるに及び特に減じて四個六分二厘免となる。伊右衛門寛永年中歿し爾來村民其の恩に感じ、毎年醞金して其の追薦を修し以て今日に至れると云ふ。

神谷五左衛門  
神谷五左衛門は尾崎村の人なり、舊と同村牛牽其の他二ヶ所の地租重くして民困難せり。享保年中幕府巡察使の至るや組頭五左衛門進んで減租の事を請ふ、請狀却下せらる。請ふこと再三皆却下せらる。既にして巡察使の從者の曰く汝重て

第十二編 人物傳

九七五

學校の設

水門改修

同五年九月居村に一の學校を設置せんと欲し、之れを有志者に謀る、人々之れを其の任に當らしむ。高敏額田縣廳に詣り具に學校設置の必要を陳べ願書を呈し、同年十月許可の命あり、此に於て西端學校を設立し、尋で幹事を命ぜらる、爾來專心一意力を教育に盡す其の成績顯著なり、同十三年明治用水開鑿以來西端村外十二個村に係る油ヶ淵周圍の田面積百町歩餘は悪水増加し、從來の良田變じて水害場となり、各地主年々收穫を減じ損害多かり。高敏深く之れを憂ひ悪水減却の方法を考慮し、終に用水吐水門改修の必要なるを認め各村及各地主に謀る、商議再三の後漸く水門改修の事に決し、高敏を推して工事を擔任せしむ。高敏任に當るや三重縣下桑名、岐阜縣下川口等の水門及海東郡海岸新田の樋管等を見其構造法を研究し、改修の設計を定め官に請ひ、十六年三月工事に着手し、五月竣工して百餘町歩の田面水害を免かれ、從來の收穫あるに至れり。同十五年中矢作川より油ヶ淵へ泥砂流注の爲め鷺塚村地内に砂入樋管の新設あり。然れども充分ならず反て水難の虞あるを以て、沿村の人民紛議百出騒擾制し難し、依て高敏關係各村の戸長と謀り、樋管設計變更の必要を陳ぶること再三、縣廳其の願旨を容れ實地を調査し終に工事を變更し、且其の附近に於ける堤防の増築を爲し以て民心を安んじたり。又明治用水を以て灌漑する山林原野の開墾地は總て十ヶ年季を付與せらる。然れども之れに關する土地は概ね薄瘠にして専ら勞働と肥料とにより

鶴田勝藏

鶴田勝藏

て收穫を得るものにして開墾及び用水路開鑿に係る費用等多額を要し、十ヶ年季内に償却の途なし、若し十ヶ年季間に償却せざるべからざるに至れば開墾事業を退縮し、村民の素志を全ふすること能はず、高敏痛歎措かず遂に關係戸町長に謀り、詳細に工費を取調べ繼續年季の付與を請願す。縣廳其の請願を容れ二十二年中開墾地に對し特に十ヶ年季の年季を付與す。同二十一年高敏専ら道德慈善の道を講し村内に積善會を設立す。爾來村民能く相和し德風延て隣村に及ぶ。高敏戸長奉職中職務格別勉勵により賞與を受くること八回、明治二十七年十二月七日藍綬褒章を賜ひ、其の善行を表彰せらる。明治四十三年四月高敏年六十一にして卒す。遠近其の德を追慕して止まず。

黒田定衛

を起し、拮据役を盡し遂に同三十四年二月工事の竣成を告ぐ。爾後また水害の患なし。勝藏水田を變じて二毛作とし收穫を増益せしめんと欲し、同二十二年中東奔西走熱心勵す。其の勞空しからず遂に協同して悪水排除の水路を新設するに至りぬ。又農事の改良を根本的に圖らんと欲せば、先づ耕地の整理を行はざるべからずとなし、同三十二年より焦心苦慮日夜經營し遂に克く全部の竣成を告ぐ。其の反別百四十七町七段歩其の工費二萬四千一圓餘なり。同三十七年六月各地主に其の假渡を了し治く之が利澤に浴せしむるに至る。また明治二十二年堤防の事に關し矢作川東西沿村なる碧海幡豆の村落大に紛擾を極むるや、勝藏仲裁の勞を執り平穩に歸せしめ其の工事を完成せしむ。又同二十六年八月矢作川洪水に際し水防の事に關し幡豆碧海兩郡なる沿川諸村の門一大紛争起り結で解けざると數月、勝藏其間に入り右往左説其解決に努め、遂に平和の局を結ばしめぬ。斯くの如く公事に執掌したる功績により賞を受くること前後八十回に及ぶ。明治三十九年三月二十六日藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰せらる。明治四十三年七月勝藏年六十八にして卒す。遠近其德を追慕して止まず。

黒田定衛

教育に従事し勵精其職に盡し教導感化の効見るべきものあり、仍て明治三十八年六月文部省令第十一號小學校教育効績規程第一條により効績顯著なる者と認め、効績狀に金百五十圓を添へ、文部省より之を選奨せらる。時に定衛碧海郡龜城高等小學校訓導兼校長たりき。明治四十五年二月二十四日病で歿す。時に年五十四